

計画策定年度	令和 8 年度
計画主体	島根県美郷町

## 美郷町鳥獣被害防止計画

### 〈連絡先〉

担当部署名 島根県美郷町 美郷バレー課  
所在地 島根県邑智郡美郷町粕淵168番地  
電話番号 0855-75-1636  
FAX番号 0855-75-1218  
メールアドレス yamakujira\_sec@town.shimane-misato.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、ヌートリア、アライグマ、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	島根県美郷町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況（令和4年度～令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値 (令和4年度)	被害数値 (令和5年度)	被害数値 (令和6年度)
イノシシ	水稲	1,137,000円、187a	1,330,000円、197a	1,085,000円、118a
ニホンザル	水稲	414,000円、50a	357,000円、60.7a	472,000円、50.6a
ニホンジカ	水稲	—	—	17,000円、2.7a
ツキノワグマ	果樹	—	—	—
特定外来生物 ヌートリア アライグマ	野菜	—	—	—
カワウ	魚類	—	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

当町の被害状況は、イノシシとニホンザルによる水稻被害が中心となっている。侵入防止柵の購入費用の助成や鳥獣対策、適切な侵入防止柵の設置・管理について研修会を開催し、被害額が軽減している地域もある。

広島県との境界からのニホンジカの生息域の拡大により、水稻被害も発生しつつある。

### ○イノシシ

町内全域に生息し、被害金額は年々減少傾向にあるが、年間を通じて農作物被害や生活被害（道路法面の掘り起こし等）が発生している。農作物被害については、侵入防止柵の設置・管理の不備による被害額の割合が多い。一方で、被害対策研修会を開催し、実践している地域では被害が減少している。

### ○ニホンザル

町内広範囲に生息し、被害金額は集落ぐるみの対策に取り組んでいる地域と対策をしていない地域で被害の大小の隔たりがある。

### ○ニホンジカ

広島県境界からニホンジカの生息環境が拡大している。令和4年度以降の有害捕獲頭数は20頭を超えており、今後、生息域がさらに拡大し、農林業の被害発生が予測される。

### ○ツキノワグマ

町内広範囲で出没・確認される。人身被害はないが、山林内の養蜂被害や秋の集落内の柿の木など放任果樹等への食害が確認されている。

### ○ヌートリア

江の川本流及び支流の全域に生息している。ヌートリアによる水稻被害に気付かずに被害拡大しているケースが多い。侵入防止柵を設置していない川沿いの田畑で被害があるが、トタンなどの侵入防止柵を設置している農地では、捕獲檻設置による対策で被害が軽減されている。

### ○アライグマ

令和4年7月に明塚地内のくくり罠で捕獲され、町内での生息が確認された。空き家等が増える中で生息環境の拡大が予想される。目撃情報の収集とあわせ、ヌートリアと同様に外来生物として捕獲圧をかけるため、通年の許可を交付している。

### ○カワウ

令和7年度は島根県により、被害対策を進めるための基礎となるカワウの生息状況について調査が実施された。調査結果を基に広域的な対策を図る。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況のわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
被害金額	1,574,000 円	1,400,000 円
被害面積	1.7ha	1.5ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家主体の駆除班設置</li> <li>・駆除出動条件整備事業 (保険加入)</li> <li>・有害鳥獣捕獲奨励事業 (捕獲奨励金)</li> <li>・捕獲イノシシ・ニホンジカの資源活用</li> <li>・捕獲者の捕獲後の負担軽減 (運搬・処理)</li> <li>・美郷バレー協定参画団体による捕獲等の対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少に伴う駆除班員の減少や高齢化を見込み、美郷バレー協定参画団体を核とした新たな捕獲処理システムを構築していく必要がある。</li> <li>・ニホンジカは中国山地からの生息域の拡大を防ぐため、広島県を含めた広域連携による対策を図る必要がある。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止設備整備事業 (侵入防止柵助成)</li> <li>・「獣害に強い畑づくり」圃場での研修会</li> <li>・美郷バレー協定参画団体による被害防止対策の正しい知識の普及啓発や防護柵設置後の点検管理 (美郷バレー・きゃらバン)</li> <li>・侵入防止柵の開発技術及び製品の提供と普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生鳥獣を寄せ付けない環境や適切な侵入防止柵の設置・管理について正しい知識を普及していく必要がある。</li> <li>・人口減少と高齢化に伴い、集落の営農や地域力が低下し、獣害を著しく助長しているため、総合的な地域づくりの視点が求められる。</li> <li>・実効性を高めるため、対策意識を持った主体性のある個人や集落、公民館から拡げていくことが求められる。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜み場をなくすための環境整備</li> <li>・集落での放任果樹の早期対策</li> <li>・稲刈り後の二番穂の耕起や刈り取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落をえさ場としないため、集落全体で取り組む必要があり、一人一人の認識の醸成が求められる。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。  
 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

## (5) 今後の取組方針

### ○正しい知識の普及と地域環境の改善に向けた取り組みの推進

麻布大学をはじめとした美郷バレー協定参画団体（産官学民の連携協定締結先）と連携し、「美郷バレー・きゃらバン」による講習会の開催や情報発信、生涯学習（公民館）を通じて幅広い年齢層に対して鳥獣対策に関する正しい知識の普及を図っていく。

また、地域ぐるみで野生鳥獣のえさ場と潜み場を地域から減らしていく取り組みを主体性のある集落、団体を優先に推進し、確実に野生鳥獣を寄せ付けない環境への改善を図っていく。

### ○被害対策への支援

侵入防止柵の購入費用の助成継続の他、それぞれの圃場に応じた適切な侵入防止柵の設置・管理に関する正しい知識の普及を図り、ヒューマンエラーの改善を最優先に取り組んでいく。

また、美郷バレー協定参画団体による商品開発・技術開発の普及を行う。

### ○捕獲の担い手確保

駆除班員の高齢化が進んでいることから、人口減少に伴う担い手問題に対する対策として農業者等の狩猟免許取得を促進するとともに、美郷バレー協定参画団体の参入等を推進し、組織を強化していく。

射撃訓練に係る費用を助成し、駆除班員の射撃技能の向上と安全確保を図っていく。

### ○捕獲イノシシ及びニホンジカの回収・資源活用

タイガー株式会社をはじめとした美郷バレー協定参画団体と連携し、捕獲個体を回収することで駆除班員の負担軽減を図るとともに、捕獲個体を地域資源として活用し、地域振興を図る。

また、周辺自治体との連携による新たな処分方法・資源活用の構築を図る。

### ○ドローンを活用した被害防止対策

赤外線カメラ搭載ドローンの夜間飛行等により被害状況を把握し、被害防止対策につなげていく。

### ○環境DNAによる識別調査等

環境DNAによる生息鳥獣の識別調査と、糞による個体識別調査を実施し、野生鳥獣の生息域の可視化を図る。

### ○広域的な対策の推進

美郷バレー協定参画団体等を核に、近隣自治体と連携し、広域的な対策を推進する。

なお、本計画の対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合は、速やかな被害防止対策の実施を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む）。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・美郷町有害鳥獣駆除班（美郷町有害鳥獣駆除実施要綱に基づく駆除組織）により安全と事故防止に最大限配慮して捕獲を推進する。班長1名、副班長（地域連絡調整役）8名、駆除班員は100名程度（班員数は年度ごとに変更あり）。
- ・美郷バレー協定参画団体、認定鳥獣捕獲等事業者であるタイガー株式会社を中核として、美郷町有害鳥獣駆除班の捕獲体制の充実を図る。
- ・タイガー株式会社との連携により、捕獲されたイノシシやニホンジカの運搬・処分を行い、駆除班員の捕獲後の負担軽減を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者サポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"><li>・農業者等の狩猟免許取得を促進する。</li><li>・美郷バレー協定参画団体の駆除班への参入により、捕獲の担い手の確保と捕獲体制の充実を図る。</li><li>・加害個体に絞った捕獲檻等の機材の整備を図る。</li></ul>

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
全対象鳥獣の生息数の把握は不可能であり、捕獲計画数を達成すれば被害がなくなるものではないという前提の下、近年の捕獲実績を参考とするにとどめる。			
○イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ 過去の捕獲実績を参考とし、捕獲頭数を設定。			
○ツキノワグマ 島根県第一種特定鳥獣管理計画に基づき対応するため、捕獲頭数は設定しない。			
○特定外来生物 ヌートリア及びアライグマは可能な限り捕獲していく。			
○カワウ 捕獲数は設定しない。			
・近年の捕獲実績			
対象鳥獣	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績
イノシシ	863頭	407頭	405頭
ニホンザル	55頭	37頭	65頭
ニホンジカ	31頭	24頭	20頭
ヌートリア	9頭	0頭	3頭
アライグマ	1頭	0頭	0頭

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	400頭	400頭	400頭
ニホンザル	60頭	60頭	60頭
ニホンジカ	40頭	40頭	40頭
ヌートリア	捕獲頭数を設定しない。可能な限り捕獲する。		
アライグマ	捕獲頭数を設定しない。可能な限り捕獲する。		
カワウ	流域連携による対策のため捕獲数を設定しない。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体密度数等を記入する。

捕獲等の取組内容	
イノシシ	銃器・わな等により捕獲を実施。4月20日から10月31日、翌年3月1日から3月25日に有害捕獲を行う。 対象地域は、美郷町全域とする。
ニホンザル	銃器・わな等により捕獲を実施。4月20日から翌年3月25日に有害捕獲を行う。 対象地域は、美郷町全域とする。
ニホンジカ	銃器・わな等により捕獲を実施。4月20日から10月31日、翌年3月1日から3月25日に有害捕獲を行う。 対象地域は、美郷町全域とする。
特定外来生物	わな等により捕獲を実施。4月20日から翌年3月25日に有害捕獲を行う。ヌートリアは防護対策を講じた上で捕獲する。アライグマは目撃情報等を収集しながら捕獲する。
カワウ	銃器により捕獲を実施。4月20日から翌年3月25日に有害捕獲を行う。島根県及び江の川流域自治体、江川漁協と連携するとともにアユ等の漁獲量等の状況と被害を把握し、調査計画と並行しながら流域一帯で取り組む。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>大型鳥獣を捕獲する際、状況に応じてライフル銃の使用が必要となる場合がある。対象鳥獣はツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル（ハーフライフル銃）とし、実施時期は有害鳥獣捕獲許可期間、実施場所は町内全域とする。</p> <p>射撃訓練に係る費用を助成し、駆除班員の射撃技能の向上と安全確保を図っていく。</p>

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	侵入防止柵は適切な設置や既存防止柵のメンテナンスを行うとともに、適切な維持管理を行うことを重視する。ワイヤーメッシュ柵については、10センチ以下の正方形の格子を推奨する。		
ニホンザル	侵入防止柵は適切な設置や既存防止柵のメンテナンスを行うとともに、適切な維持管理を行うことを重視する。ワイヤーメッシュ柵については、10センチ以下の正方形の格子を推奨する。		
ニホンジカ	侵入防止柵は適切な設置や既存防止柵のメンテナンスを行うとともに、適切な維持管理を行うことを重視する。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	美郷バレー協定参画団体等による美郷バレー・きゃらバンの推進 ・侵入防止柵の適切な設置方法や管理方法の講習会の開催。 ・侵入防止柵設置後のヒューマンエラーの改善。		
ニホンザル			
ニホンジカ			

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な被害防止対策の普及と住民主体・地域ぐるみの体制づくりのための講習会の開催（美郷バレー・きゃらバン）。</li> <li>放任果樹の除去など野生鳥獣のえさ場と潜み場を地域から減らしていく取り組みを推進し、環境の改善を図る。</li> </ul>

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

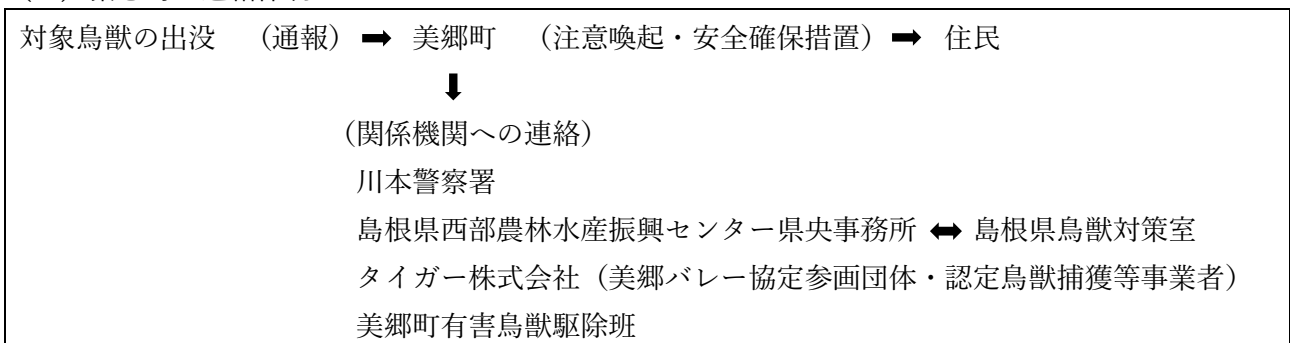
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西部農林水産振興センター県央事務所	安全確保措置支援／捕獲許可／麻酔による不動化
川本警察署	住民の安全確保／警職法第4条第1項の命令
美郷町	注意喚起／住民の安全確保／関係機関への連絡／緊急銃猟
タイガー株式会社	警職法第4条第1項の命令による殺処分／緊急銃猟
美郷町有害鳥獣駆除班	美郷町及び県の指示による捕獲等

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲した対象鳥獣は、環境に配慮し、適切に埋葬処理等を行う。</p> <p>イノシシに関しては、豚熱又はアフリカ豚熱蔓延防止のため、防疫措置の消毒等の過程を経て埋設処理等を行う。</p>
---

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシを「おおち山くじら」、ニホンジカを「美郷もみじ」として、町内飲食店でのメニューの充実や、新たなジビエ料理等の開発の支援を進めていく。
ペットフード	イノシシに関しては、可能な範囲で地域の食用や残渣は飼料化等で利活用する。
皮革	町内の女性グループ「青空クラフト」によるイノシシ及びニホンジカの皮革製品の製造により有効利用されている。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	ニホンジカに関しては、安佐動物園（広島市）でのと体給餌として利活用するなど、極力残渣（産業廃棄物）等を軽減していく。 豚熱対策に関しては、家畜伝染予防法関係や食品衛生法関係、島根県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン及び疾病研究コンソーシアムにより、対策を講じるものとする。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

<p>美郷町内で有害駆除期間及び狩猟期間に捕獲されたイノシシ及びニホンジカを資源活用するため、「邑智食肉処理加工施設」で処理を行う。</p> <p>施設運営は、タイガー株式会社が行い、「おおち山くじら」（イノシシ肉）、「美郷もみじ」（シカ肉）としてブランド化を推進する。</p> <p>疾病研究コンソーシアムを通じ、豚熱又はアフリカ豚熱の蔓延防止のための防疫とPCR検査等の支援を実施していく。</p> <p>また、周辺自治体及び他の処理加工施設と連携し、資源利活用の推進を図る。</p>
--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

<p>美郷バレー協定参画団体との情報共有、必要な技術や知識の習得による人材育成、人材確保に取り組む。</p>
--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	美郷町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
島根県農業協同組合 (島根おおち地区本部)	被害対策支援、営農指導
吾郷地域なでしこ会 (青空サロン)	鳥獣害対策からの地域振興のモデル実践と普及
都賀行公民館	鳥獣対策に関する正しい知識の普及と地域の環境整備の取り組みの推進
美郷町有害鳥獣駆除班	有害鳥獣捕獲、免許取得者の指導・支援、獣肉利活用連携支援
邑智郡森林組合	森林資源の被害の情報提供・対策推進
麻布大学 (美郷バレー協定参画団体)	鳥獣害対策に関する包括協定に基づく鳥獣対策の研究推進・連携・対策の助言指導、被害防止計画の方針策定指導
タイガー株式会社 (美郷バレー協定参画団体)	鳥獣対策の技術開発、対策の普及推進、対策の指導・実践捕獲者の処分負担軽減、資源利活用推進等
美郷町役場 美郷バレー課	鳥獣被害対策及び美郷バレーの推進のための総括事務局、関係機関等の調整

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
江川漁協協同組合	水産資源の広域的な被害防止対策・情報提供
島根県農林水産部 農山漁村振興課鳥獣対策室	有害鳥獣捕獲に関する情報提供等
島根県西部農林水産振興 センター(県央事務所)	被害対策指導、市町村連絡調整、情報提供等

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は設置しない。

美郷バレー協定参画団体、認定鳥獣捕獲等事業者であるタイガー株式会社を中核として、美郷町有害鳥獣駆除班の担い手の確保と捕獲体制の充実を図る。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

状況に応じて協議会の構成機関や美郷バレー協定参画団体などの関係機関と連携し、協議会の構成員の変更や追加、役割の再検討を行い、体制の強化を図る。

シカ対策については、近隣自治体、島根県、広島県との広域的な連携による対策を推進する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関と鳥獣被害対策の正しい情報の共有を図り、適切な対策を推進する。

広島広域都市圏（産業振興研究会 鳥獣対策部会）参加自治体間で、被害状況と被害防止施策の情報の共有を図り、広域的な被害防止対策を推進する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。